

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

高齢者とその周りの方に気を付けてほしい

消費者トラブル10選

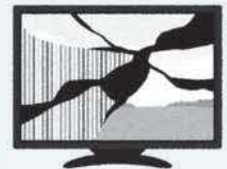
- ◇ 屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”
- ◇ 保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”
- ◇ “インターネットや電話、電力、ガスの契約切替”
- ◇ “スマホのトラブル” 契約内容や操作を確認
- ◇ 健康食品や化粧品、健康食品などの“定期購入”
- ◇ パソコンに警告表示“サポート詐欺”
- ◇ “架空請求” “偽メール・偽ショートメッセージ”
- ◇ 在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ◇ “不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ◇ 偽サイトなどに注意“インターネット通販”



見守り 新鮮情報

“テレビ画面の破損”取扱いに注意しましょう

- 《事例1》1年3か月前に約9万円で購入した液晶テレビの画面が故障した。外的要因であるため量販店加入の保証の適用外だと言われた。(70歳代)
- 《事例2》テレビ設置後数日でテレビ台から落下し液晶画面にひびが入った。猫が原因だった。販売会社には保証対象外と言われた。(60歳代)



【ひとこと助言】

- ・液晶テレビや有機ELテレビのパネルは薄いガラス基板で構成され、衝撃などで表面に傷はなくても内部が割れることがあり、電源を入れたときに破損に気付くこともあります。日頃の取り扱いに注意するようにしましょう。
- ・使用上の過失などによる画面の破損は一般的な保証では対象となりません。購入の際は保証内容をよく確認するとともに、必要に応じて物損に対応した保証や保険の加入なども検討しましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】5月12日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◇ 村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇ 消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379